

大通達甲（警務）第19号
令和7年8月1日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1 年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警 務 部 長

職員の私事旅行について（通達）

大分県警察における処務に関する訓令（昭和46年大分県警察本部訓令第12号。以下「処務訓令」という。）第20条の規定に基づく職員の私事旅行に係る届出の運用等については、下記のとおりとするので、誤りのないようにされたい。

なお、「大分県警察における処務に関する訓令の一部改正について」（平成18年2月28日付け大通達甲（警務）第1号）は、廃止する。

記

1 私事旅行に係る届出の基準

後記2(1)から(3)までに掲げる職員以外の職員に係る、処務訓令第20条に規定する私事旅行については、「招集命令を受けてから1時間以内に勤務部署に応招することができない地域への旅行」とし、大分県内外を問わず、かつ、宿泊を伴うものであっても1時間以内に勤務部署に応招することができる場合は、届出を不要とする。ただし、1時間以内に勤務部署に応招することができる地域への旅行であっても、山岳や海上、携帯電話の不感地帯及び冠婚葬祭等で応招困難な場合は、届け出るものとする。

2 居住指定職員等による私事旅行の届出

次に掲げる職員は、前記1に規定する基準にかかわらず、私事旅行の際は必ず届出なければならない。

(1) 「警察官の居住指定について」（令和4年2月24日付け大通達甲（警）第2号）

により居住指定された警察官

ア 警察本部

警務部長、警備部長、警備部警備運用課長及び警備部警備運用課災害対策官

イ 警察署

警察署長、副署長、地域交通官、刑事官及び幹部交番所長（杵築幹部交番所長及び津久見幹部交番所長に限る。）

(2) 処務訓令第21条の規定により、私事旅行の際に本部長の承認を必要とする部長、警務部参事官兼首席監察官及び総括参事官並びに所属長

(3) 駐在所に居住する警察官

3 留意事項

(1) 緊急事態への的確な対応

所属長は、警察職務の特殊性を踏まえ、緊急事態等に的確に対処できるよう、必要に応じて私事旅行に係る事前調整を図るなど、所要の措置を講じること。

(2) 所在の明確化

職員は、大分県警察における非常招集に関する訓令（昭和54年大分県警察本部訓令第11号）第9条に定めるとおり、非常招集に備え、常にその所在を明確にし、応

招体制を保持するとともに、招集命令を受けた際は、直ちに応招すること。

(3) 連絡体制の確保

本運用は、職員の連絡体制が万全であることが前提であり、緊急時に連絡がつかない、又は招集命令に応じられないということがないように、職員はいかなる時も連絡体制を確保するとともに、幹部職員は連絡体制の確保に向けた指導を徹底すること。

(警務課企画係)